

令和8年度(2026年度)熊本県障害福祉サービス等支援体制整備等推進員 (熊本県会計年度任用職員)募集案内

1 職　　名

熊本県障害福祉サービス等支援体制整備等推進員 (熊本県会計年度任用職員)

2 職務内容

令和8年(2026年)4月1日から令和8年(2026年)9月30日の期間においては(1)を主たる業務とし、それ以外の期間は(2)、(3)、(4)を主たる業務とする。

- (1) 障害福祉サービス等の情報公開支援
- (2) 障害福祉サービス事業所等の実地指導業務
- (3) 障害福祉サービス事業所等から提出される各種申請書、届出書等の審査業務
- (4) 障害福祉サービス事業所等に関する台帳整理等業務

〔変更の範囲〕雇入れ直後の従事すべき業務と同じ

3 採用予定人数

1名

4 勤務条件

(1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職

(2) 任用期間：令和8年(2026年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日

※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合は、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。

(3) 勤務地：熊本県庁 障がい者支援課内〔変更の範囲〕変更なし

(4) 勤務時間：9:00～16:00(週4日)

9:00～15:00(週1日)

※1か月につき20日以内、1週間につき29時間以内

(5) 休憩時間：12:00～13:00

(6) 休日等：土、日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

(7) 休暇等：年次有給休暇 あり(6か月間継続勤務した場合)

※その他の有給休暇(公民権行使等)、無給休暇(保育時間等)あり

(8) 報酬等：①報酬日額 6時間7,428円(5号給)～8,811円(29号給)

5時間6,190円(5号給)～7,342円(29号給)

②通勤費用 実費相当額を支給

③期末手当 6月期：最大1.2625月、12月期：最大1.2625月

④勤勉手当 6月期：最大1.0625月、12月期：最大1.0625月

※1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。

※2 報酬については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。

(条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。)

※3 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額（各種手当に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。
(勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。)

(9) 社会保険：地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。

(10) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

(11) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1か月間です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。ただし、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

(12) 地方公務員法の適用：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ・服務の宣誓
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等

(13) 退職に関する事項：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例による

5 受験資格

パソコンの基本操作技術（ワード、エクセル等）を有する方

※次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験の方法

個別面接による口述試験を実施します。

7 試験日程等

(1) 日 時：令和8年（2026年）2月16日（月）午前9時30分

(2) 集合場所：熊本県庁行政棟新館4階 障がい者支援課

（熊本市中央区水前寺6丁目18-1）

(3) 合格発表：令和8年（2026年）2月19日（木）

※郵送により試験結果を文書で通知します。

また、合格者の受験番号を県庁行政棟本館1階ロビーに掲示するとともに、熊本県ホームページに掲載します。

8 応募方法

申込先	熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課 サービス向上班 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 電話 096-333-2233	
申込方法	<p>○申込書・受験票に必要事項を記入のうえ、所定の箇所に写真を貼ってください。</p> <p>○申込書から受験票だけを切り取って、官製はがきの裏に貼ってください。また、官製はがきの表に住所、氏名及び郵便番号を記入してください。</p> <p>○申込書及び受験票を貼った官製はがきを上記の申込先に持参又は郵送してください。郵送する場合は、必ず特定記録郵便にし、封筒の表に「障害福祉サービス等支援体制整備等推進員申込」と朱書きしてください。</p> <p>○ハローワークを通じて申し込む場合は、ハローワークの「紹介状」を添付してください。</p>	
受付期間	令和8年（2026年）1月21日（水）～令和8年（2026年）2月5日（木）	
	持参	受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日及び日祝日は受付ができませんので御了承ください。
	郵送	特定記録郵便で令和8年（2026年）2月5日（木）までに必着
受付票の交付	受付終了後、郵送しますが、令和8年（2026年）2月12日（木）までに届かないときは、至急、申込先まで問い合わせてください。	

・応募者が5名に達した場合は、上記期間内であっても申し込みを締め切ります。

9 採用方法等

- 採用基準を満たし合格された方については、合格者名簿に登録します。名簿の上位の方から採用を決定します。
- 合格者名簿の有効期間は、合格発表の日から令和9年（2027年）3月31日までとしますが、有効期間内の任用者数が合格者数よりも少ない場合は、採用されないことがあります。
- 現在、県の非常勤職員、臨時職員又は育休等代替臨時職員である方も応募できます。

10 試験結果の開示について

- この試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票又は合格通知書を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間（ただし、土、日、祝日は除く）に、直接開示場所においでください。

※電話、はがき等による請求では開示できませんので御注意ください。

開示を請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
試験受験者	総合得点及び総合順位	合格発表の日 から1か月間	熊本県庁 障がい者支援課

【連絡先】 〒862-8570

熊本中央区水前寺6丁目18-1

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課サービス向上班

電話：096-333-2233